

監査委員公告

平成27年1月8日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月26日

宮崎県監査委員 宮本 尊
 宮崎県監査委員 山口 博
 宮崎県監査委員 中野 廣
 宮崎県監査委員 田口 雄 明 二

1 財政援助団体等を対象とした監査

団体名	監査の結果	講じた措置
東臼杵西部鳥獣被害防止対策協議会（補助団体）	宮崎県鳥獣被害防止総対策交付金関係事業補助金について、侵入防止柵用資材の物品供給契約が完了していないものがあった。善処を要する。（指摘事項）	物品供給契約について、手続が完了していることを確認した。今後、契約手続の漏れがないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。
宮崎県土地改良事業団体連合会（補助団体）	土地改良施設維持管理適正化事業補助金等について、状況報告が行われていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）	今後、このようなことがないよう、規則及び要綱の規定事項を習熟することについて、職場内研修等により周知徹底を行うよう指導した。
公益社団法人宮崎県畜産協会（補助団体）	畜産経営コンサル力強化事業の専門コンサルタレント育成研修（養豚部門）に係る業務委託について、貼付されている収入印紙の税額が不足するなどの契約書に不備があった。善処を要する。（注意事項）	不足額面分の収入印紙の貼付を行うなどの是正措置がなされていることを確認した。今後は、契約事務の不備が生じないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。
一般財団法人宮崎県交通安全協会（補助団体）	高齢者交通安全教育事業に係る広告業務委託について、請書に収入印紙が貼付されていない。善処を要する。（注意事項）	監査の結果を受け、バス広告業務委託の請書に収入印紙が貼付していることを確認した。今後、漏れのないよう、チェック体制を強化し、適正な事務処理を行うよう指導した。

	<p>歩行環境シミュレーター のリース取引について、 適用する会計基準に沿っ た事務処理が行われてい なかつた。留意を要す る。（注意事項）</p>	<p>監査の結果を受けて、リー ス物件である歩行環境シ ミュレーターを公益法人 にリース物件として管理 し、資産とされたことを 確認した。今後、遺漏が 生じないよう、公益法人 会計基準を遵守した適 正な事務処理を行うよう 指導した。</p>
<p>一般社 団法人 宮崎県 林業公 社（出 資団 体）</p>	<p>第3期経営計画（改訂 計画）に基づき経営改善 に積極的に取り組んで いるが、大幅な債務超過 となっており、その額も 前年度と比較して増加 している。なお一層の 改善努力が望まれる。 （要望事項）</p>	<p>林業公社では、平成24年 3月に策定した第3期 経営計画（改訂計画） に基づき、経営改善に 取り組んでおり、収入 の増や、繰上償還など の経営改善に取り組ん でおり、平成25年度は 、計画を上回る収益を 確保でき、計画に沿っ て経営改善が進んで いる。 引き続き更なる経営改 善に向け、現在、県で は毎月、公社と協議を 行いながら、一体とな って計画の確実な実行 に努めていくこととし て指導・監督を行うこ ととしていくこととし ていくこととしていく こととしていくことと していくこととしてい る。</p>
<p>公益社 団法人 宮崎県 農業振 興公社 （出資 団 体）</p>	<p>休日勤務手当について 、支給時期が遅れてい るものが散見された。留 意を要する。（注意事項）</p>	<p>諸手当の支給事務に当 たっては、職員給与規 程に基づき適正に事務 処理を行うよう指導 した。</p>
	<p>畜産担い手育成総合整 備事業に係る施設用地 造成等工事について、 工期が変更協議書に 収入印紙が貼付され ていない。改善を要 する。（注意事項）</p>	<p>指摘のあった工期変 更協議書において、収 入印紙の貼付及びその 事務処理を行った旨を 確認した。今後は、契 約関係事務のチェック 体制を強化し、適正 な事務処理を行うよう 指導した。</p>
	<p>ネットバンキングによ る口座振込について、 会計処理規程等が整備 されていない。改善を 要する。（注意事項）</p>	<p>適正な事務処理が行わ れるよう、会計処理規 程等を見直すよう指導 した。</p>

<p>宮崎県住宅供給公社（出資団体）</p>	<p>江平ビル清掃業務の委託契約について、委託期間に誤りがあった。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>決裁時のチェック体制を充実させ、再発防止に努めるよう指導した。</p>
<p>社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会（出資団体）</p>	<p>佐藤棟良福祉基金助成金について、額の確定及び確定通知が行われていないものが見受けられた。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>宮崎県社会福祉協議会に対し、速やかに所定の手続きを完了させることと指導し、額の確定及び確定通知を行った。また、今後適正な実施を図るため、当該基金助成金交付要綱の内容を再度確認させるとともに、チェック体制の見直しを指導した。</p>
<p>公益財団法人宮崎県移植推進財団（出資団体）</p>	<p>決算財務諸表について、貸借対照表の指上額に誤りがあった。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>公益財団法人宮崎県移植推進財団から、平成25年度の内訳残高の事業報告及び借対照表の差し替えの改善報告が、今後、強化し、適正な処理を図るよう指導した。</p>
<p>公益財団法人宮崎健康づくり協会（出資団体）</p>	<p>ファイナンス・リース取引に基づいて、適用する会計基準に沿って行われている。留意を要する。（指摘事項）</p>	<p>公益財団法人宮崎健康づくり協会から、リース契約に基づきファイナンス・リースの確認を行い、平成26年度会計において適正に事務処理を行った旨の報告がなされたことから、後は、公益法人会計基準に基づいた適正な会計経理の徹底を図るよう指導した。</p>
	<p>検体検査委託契約について、同一の契約書が複数存在し、同一検査項目の単価が異なっていた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>公益財団法人宮崎健康づくり協会から、契約内容等について十分に精査を行い、一層の適正な契約事務の執行に努める旨の改善報告がなされたことから、後は、契約内容等を十分に確認し、適正な契約事務の執行を図るよう指導した。</p>

	<p>通勤手当について、給与規程と給与等の整合性が図られていない。善処を要する。（注意事項）</p>	<p>公益財団法人宮崎県健康づくり協会から、給与規程を改正し、給与等支給の整合性を図ったことからの報告がなされたこと及び給与等支給実務要領に基づく適正な会計経理の指導を要するよう指導した。</p>
<p>公益財団法人宮崎県環境整備公社（出資団体）</p>	<p>エコクリーンプラザみやざき管理型処分場漏水委探知システム修理業務委託について、見積額に100分の5に相当する金額を加算せずに契約していた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>今後は、十分に確認を行い、適正な契約事務を行うよう指導した。</p>
	<p>搬入ごみ検査機のリース取引について、適用する会計基準に沿った事務処理が行われていない。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>当該ごみ検査機の実務処理については、これまでオペレーティングリース契約に基づく「賃貸借処理」により会計処理を行っていたが、今後は、会計基準に沿って、ファイナンスリース契約に基づく「売買処理」での会計処理を行うよう指導した。</p>
<p>公益財団法人みやざき観光コンベンション協会（出資団体）</p>	<p>決算財務諸表について、退職給与引当金等の計上額に誤りが見られた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>今後、決算財務諸表について、適正に計算を行い、計上額を誤ることのないよう指導した。</p>
	<p>公益財団法人みやざき観光コンベンション協会運営費補助金について、第2回分の請求が遅れていた。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>今後、再発防止のため、事務管理を徹底し、適切な事務処理を行うよう指導した。</p>
<p>一般社団法人宮崎県家畜改良事業団（出資団体）</p>	<p>工事請負契約について、固定資産取得規程に定められた工事連帯保証人が立てられていない。留意を要する。（注意事項）</p>	<p>注意を受けた工事請負契約における工事連帯保証人については、固定資産取得規程を見直すなど、適正な工事請負契約を行うよう指導した。</p>
	<p>凍結精液保管等施設機器のリース取引について</p>	<p>注意を受けたリース取引の会計処理については、適</p>

	、適用する会計基準に沿った事務処理が行われていないものがあった。留意を要する。（注意事項）	用する会計基準に従い、適正な会計処理を行うよう指導した。
一般財団法人 一ツ瀬川 一ツ瀬川 民スポーツ センター（ 出資団体）	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコースを利用した県企業局PR事業に関する業務委託について、会計規程に沿った事務処理が行われていない。留意を要する。（注意事項）	業務委託契約に限らず、全ての会計事務について、会計規程に沿った処理を行うよう財団に指導を行った。
	一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設ゴルフコースを利用した県企業局PR事業に関する業務委託について、契約書で禁止されている再委託が行われていた。留意を要する。（注意事項）	今後、同様の契約を結ぶ場合は、業務内容や禁止事項について契約書を十分に確認した上で契約を結び、業務を遂行するよう財団に指導を行った。